

近組 2021-018 号

2021 年 4 月 28 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、本組合の活動に対する度重なる支配介入を抗議し、撤回と謝罪、そして再発防止の徹底を求める。

労使の信頼関係

貴法人は 2021 年 4 月 23 日の団体交渉において、2 時間という限られた交渉時間のうち約 30 分にわたり本組合がツイッターで発信した内容に対し、執拗に難癖を付けた挙げ句、それを理由に「信頼関係が損なわれたので、交渉内容は義務的団交事項に限定する」という理屈を開陳し、かつ、義務的団交事項を極めて狭く解釈することで、一部の交渉に応じなかった。これは明らかに団交拒否・不誠実団交であり、不当労働行為そのものである。

そもそも信頼関係というのであれば、先般の団交は貴法人の謝罪から始まるべきではなかったか。本組合が昨年 11 月より要求してきたように、新型コロナウイルス感染対策の徹底と、安心安全な対面・オンライン授業の併用を慎重に準備していれば、新年度開始早々の混乱は避けられたはずである。しかし貴法人は、3 月 5 日に突如としてこれまでの方針を覆し、各学部で時間をかけて準備していた授業の運営方針をほぼ白紙に戻させた。その結果、プラン B なしの原則対面方式で新学期開講を迎え、案の定、不十分な感染対策下で学生が教室に密集する等のトラブルが発生し、体制立て直しのため 1 週間の臨時休講となったのである。こうした事態に陥ったのは、これまでの貴法人の対応からして必然の結果であり、容易に予見できたからこそ本組合は繰り返し要求していたのである。にもかかわらず、貴法人は本組合の提言を軽視あるいは無視し、結果として甚大な混乱を招いたのであるから、信頼関係を回復するためにも、団交の冒頭で真摯な謝罪が当然あるものと予想していた。

そうした本組合の期待は裏切られたが、労働者の立場からは、信頼関係が損なわれたことを理由に労使交渉を制限することはできない。労使協調による誠実な交渉なしに労働環境の改善などあり得ず、本組合としては引き続き交渉を要求するしか選択肢はない。貴法

人も、新型コロナウイルス感染拡大期において大学を安全に運営してゆくためにも、現場の教員の意見に真摯に耳を傾け、本組合とも誠実に交渉せよ。

組合活動への支配介入

貴法人は、先般の団交において、本組合がツイッターで発信した内容を逐一採り上げ、それが名誉毀損に該当する可能性に言及しつつ、本組合の情宣活動を萎縮させようとした。例えば、本組合は以前より、ツイッターや全学向けの組合ニュース等で、貴法人執行部の個人を特定しうる形も含めて批判したり、独裁的運営方針を批判したりしている。労働組合が使用者の経営方針や不手際を批判することは言うまでもなく正当な組合活動であり、本組合も以前より行っていることであるが、貴法人は今回に限ってその批判を殊更にあげつらい、それを口実に交渉内容を限定した。のみならず、「労働組合が、労働者を解雇した事案に関して、ビラをですね、付近住民に配布した事案」として1999年10月29日の大阪地裁判決の一部を紹介し、あたかも組合活動における使用者批判であっても名誉毀損となる可能性があることを匂わせ、本組合の当日の交渉や将来にわたる活動を萎縮させ、制限しようと試みた。しかし当該判決は、原告が匿名で作成したビラを配布したことを理由に被告が原告への冬季賞与を不支給としたことの正当性を認めるものであり、原告の組合活動とは無関係である。団交の場で紹介するからには、判決全文を読み、当然そのことを理解しているものと思われる。にもかかわらず、労組による情宣活動が刑法に抵触する可能性があるかのように誤導し、団交に出席している組合員の萎縮効果を狙ったのだとすれば、極めて悪質な支配介入であると言うほかない。

さらに貴法人は、本組合の4月24日のツイート、「組合の要求により、妊娠・産後・術後・病後等についても認めるという回答もありました。これはかなりの進展なので評価しますが、残念ながら組合員限定です」に対しても、「こちらは組合からの要求で認めたわけではありません。組合に告げていないことを後から知って、時系列的に『組合が知る前に組合が要求していた』ことだけを根拠に、『組合からの要求に応じた』と世界に向けて発信することは、虚偽の事実を流布していることとなります。また、妊婦・術後の配慮は組合員限定ではありません（言うまでもなく当たり前のことです）。昨日は、『組合員の中に該当者が居れば個別に検討します』と述べたものになりますので、こちらは訂正してください。訂正しなければ虚偽の事実を流布し続けたことを、将来的に必要な状況で主張します」という内容のメールを送信して脅し、訂正を強要した。

本組合は、授業形態をオンラインに変更することのできる配慮対象が、新学期開始時点では基礎疾患の一部および癌のみであったことから上記内容を要求し、4月23日の団交において、妊娠・産後・術後・病後等についても配慮する旨を貴法人より説明された。その際、本組合要求とは無関係に貴法人も準備していた等の説明もなかったため、本組合の要求が受け入れられたものという常識的な理解をし、その認識をツイートしたままである。それすら許さず、本組合の情報発信の内容や表現にまで介入することは、極めて深刻な不当労働行為である。

なお、貴法人は本組合が、医学部組合に複数の掲示板を教職員の目に触れやすい場所に設置することを認める一方で、本組合には目立たない場所に一つしか与えなかったことを抗議した際、「SNSもあるのに掲示板は必要なのか」という旨の回答により、本組合の要求を退けた。自ら SNS の利用を推奨しておきながら、ツイッターによる情報発信に難癖を付けることは許しがたい。以前からの要求通り、組合間差別を直ちに是正し、教職員の目に触れやすい場所に複数の掲示板を設置することを求める。

2020 年 7 月の介入

貴法人が本組合の情宣活動に介入したのは今回が初めてではない。昨年 7 月 8 日、本組合の「近畿大学の某学部では、教員に学生服・セーラー服のコスプレをさせた上での PR 動画の作成が、教員にまったく相談することなく一方的に指示されました。本学の教員（研究・教育）軽視は今に始まったことではありませんが、これには呆れ果てて言葉がありません」というツイートに対し、翌日の団交の席上、「一方的な指示ではない」「強要はしていない」という言い訳とともに、約 1 時間にわたりツイートの削除を要請した。

貴法人自らこうした侮辱的な企画をし、それを一方的に指示するという教員軽視の態度を取っておきながら、上記ツイートが拡散されると慌てて削除するように迫るといった態度は、逆に言えば、世間からの批判がなければ強行していた可能性を推測させる。

今回の件についても、それまで頑としてフル定員での教室仕様という方針を変えなかったにもかかわらず、本組合が過密教室の写真をツイートしたことで世間の批判を受け、慌てて臨時休講と方針変更を行ったものと考えられる。要するに貴法人は、正式な労使交渉よりもツイッターによる情報発信に対して過敏になっているということであり、このことから労働者軽視の姿勢がうかがえるとともに、貴法人との交渉にはツイッターによる情宣活動が極めて有効であることが再確認できた。本組合は、今後も積極的に貴法人への批判や提言等を発信してゆく所存である。

組合員への個人攻撃

本組合の情宣活動の具体的方法を貴法人に説明する必要はないので、ツイッター担当者の詳細や投稿方針等をこれまで開示したことはない。ところが貴法人は、先般の団交において、特定の組合員がツイッターで情報発信をしているという根拠不明の推測に基づき、その組合員個人の行為を非難するかのような言い方をした。こうした行為は、本組合の情宣活動を個人の責任に結び付けることで萎縮効果を及ぼし、かつ、当該組合員を孤立させることで本組合の分断を企図しているものと推察される。これは、現在大阪府労働委員会で審問が行われている令和元年（不）第 19・31 号事件の起点となった、団交の席上での特定組合員の発言に難癖を付けて団交拒否をした際の手法と同趣の発想に基づくものであり、このことから貴法人がこうした不当労働行為を反省していないことがうかがえる。

また貴法人は、団交後の組合書記局とのメールのやり取りにおいて、特定組合員が学部長に送信したメール（学部運営に対する正当な批判であり、本組合の主張でもある）を無

断で引用し、「ハラスメントにも該当すると思いますので」「指示口調、上から口調」等、言葉尻を捉えて執拗に非難を繰り返し、同送先に含まれる他の組合員や人事部職員らも読むメールの中で組合員の名譽を毀損した。さらに、組合員の送信したメールを把握している理由として、2020年3月31日付和解合意書遵守のモニタリングの一環であると称し、特定組合員が所属学部で発信するメールを監視していることを、同送先全員に対して説明した。当該和解合意書は、当該組合員が2020年4月1日から9月30日までの6ヶ月間、専攻主任に復帰することを合意するものであり、その後再度、2021年3月31日まで任命されたことを含めても、合意書遵守のためのモニタリング期間は終了したはずである。にもかかわらず、2021年4月においてもメールを監視していること、そしてそれを他の組合員が同送先に含まれるメールに記すことは、組合員を不当に監視し続け、かつその事実を宣言することで他の組合員の萎縮効果をも狙った行為であり、極めて悪質な支配介入にほかならない。直ちに監視をやめ、また他の組合員に同様の行為を将来にわたり行わないことを約束せよ。

過半数代表者選挙管理委員会への介入

貴法人による本組合への介入はこれだけではない。本年3月23日付抗議書（近組2021-011号）に記したように、東大阪キャンパス過半数代表者選挙管理委員会に対し、一方的に「東大阪キャンパス及び奈良キャンパスの過半数代表者選出要領」等の諸規程の改定を強行した。そして翌日の団交において交渉はしたものの、一方的な改定については撤回も謝罪もなく、この規程に基づく再選挙・信任選挙を断行した。このことは、労働者による代表者の選出という趣旨に真っ向から反する行為であるとともに、本組合との間に締結した2020年3月31日の第1次包括協定にも違反している。今後、第3次以降の包括協定の締結に向けて交渉を進めてゆくことにも深刻な影響を及ぼす暴挙というべきものであり、断じて許されるものではない。改定した諸規程をいったん撤回した上で、改めて過半数代表者選挙の実施方法について誠実に交渉せよ。

以上、貴法人と本組合との信頼関係の回復のため、上記の行為につき撤回と謝罪、そして再発防止の徹底を求める。即時の回答を求める。

以上